

## 二本木連合町内会特別委員会の設置について

平成27年3月15日開催された「平成26年度連合町内会総会」の決議に基づき下記の通り特別委員会が開催された。今後、住民の方の意見を反映して成案を図りますので、町内会又は委員の方にご連絡願います。

(設置目的) 懸案事項の解決

- (1) 三河安城町、三河安城本町に町内会を創る。(会長を決め、安城市に届出する)
- (2) 連合町内会の今後の組織・運営・体制・役割等を検討する。

(検討事項)

- (1) 町内毎の採算を明確にする(特に新設する町内会がやっていけるか?)
- (2) 三河安城本町、三河安城町に町内会を新設した場合の町内会長候補者の人選  
(特に継続的に人材創出が可能か?)
- (3) 連合町内会の体制・事務所をどうするか  
・小学区又は中学区単位でまとまる  
・公民館の運営・活用をどうするか
- (4) 会議体(特に評議員・評議員会の役割の見直し)をどうするか
- (5) 連合町内会と各町内会の役割の明確化  
地域に関する防犯・防災・生活環境・福祉は**町内会**、行事・イベントは**連合町内会**とする

### 第1回特別委員会 議事録

1. 日時 平成27年4月28日(火)10時から
2. 場所 二本木コミュニティセンター 2階
3. 出席依頼者

町内会の町内会長経験者2名、三河安城本町1名、三河安城町1名と現役各町内会長4名 計14名 (委員の敬称略)  
(二本木町) 原田 文雄、天木 勇 (美園町) 石原 行雄、坂本 智則  
(緑町) 浅井 史郎、塩澤 豊機 (新町) 島津 勲、堺沢 範一  
(安城町) 深田 年男 (本町) 稲垣 早美  
(連合町内会) 河内 正幸、三浦 和光、平野 正俊、鈴木 不次男

#### 4. 議事内容

特別委員会の進め方についての意見を集約した。

- ・二本木連合地区は「旧 二本木町」を母体に地区範囲はそのままで、区画整理により「新しい名前の町」が発足したものであり、連合町内会の意識はまったく同じと考えられる。転入により新しく入られた方等の意識を尊重し今後反映していくこととする。
- ・新しい町内会長の人選・組織の運営方法を検討していく。  
現状の問題点・移行した場合の長所・短所を明確にして成案を図る。

### 特別委員会の進め方について

1. 設置期間：来年の総会まで、特別委員会の開催は随時  
特別委員会は6月、9月、12月の計3回開催する
2. 特別委員会の下に分科会を置く  
(1) 分科会は新町内会設立検討分科会、連合町内会運営体制・役割分科会とし特別委員会メンバーがこれに加わる。事務局は現町内会長が務める。(委員の敬称略)  
① 三河安城町町内会チーム 深田、堺沢、河内  
② 三河安城本町町内会チーム 天木、稲垣、平野  
③ 連合町内会運営体制・役割チーム 原田、浅井、塩澤、石原、坂本、島津、三浦、鈴木  
(2) 分科会活動は各分科会メンバーが主体的に実施していただくが、新町内会設立分科会は9月までに成案を得るよう努力する  
(3) また、連合町内会運営体制・役割分科会は10月までに成案を得るよう努力する
3. 住民説明会の実施  
(1) 特別委員会でまとめた段階で住民の方のご意見を聞くため住民説明会を実施する  
(2) 説明会は特別委員会メンバーが行い、出された意見・要望について12月の委員会で審議する
4. 町内会規約の改正他  
(1) 審議結果に基づき町内会規約の改正をH27年度連合町内会総会に上程する  
(2) 新町内会の届出をH28年3月までに行う
5. 新体制への移行  
H28.4から新体制に移行する

## 第2回特別委員会 議事録

1. 日時 6月30日(火) 10時～12時
2. 場所 二本木コミュニティセンター 2階
3. 出席者 委員
4. 議事内容

新町内会発足に伴い問題となる、執務場所・体制・処遇・課題等について懇談した。

- ・町内会長の処遇は現在4名から6名となることにより、現在並みの処遇は難しい。
- ・町内会費の徴収額は年間 4500円(持家者)であるが、参考に調べた近隣の町内会では 3600円から 12000円と幅があり、内情により異なる。  
高額の町内会はそれなりの行事(結婚祝い・成人祝い等)をこなしており町民の期待による。
- ・特別委員会の開催頻度を増やし、検討を進める。(次回予定: 8/28、9/30、以降住民説明会10月末目途)

特別委員会委員による確認事項(正式には総会にはかかる事項)

- ・二本木連合町内会体制で4町を6町とする。(独立は当面 経済的に考えられない)
- ・町内会費は現状のままとし、増額はしない。(町民の合意は難しい)
- ・町内会の執務場所は現在そのままとし、レイアウトの見直し、小規模な改造で対応する。  
(新公民館を活用して、執務場所を分離する案もあったが、連絡を密にはかる面から見送りとした)
- ・町内会長の処遇は経済的に現行のままでは成り立たないので、総額を極力抑え 4/6+α をベースとする。(4名から6名となることにより、一人あたりは減額となる)

## 第3回特別委員会 議事録

1. 日時 8月28日(火) 10時～11時
2. 場所 二本木コミュニティセンター 2階
3. 出席者 委員
4. 議事内容

(1) 三河安城地区町内会懇談会の報告

安城市市民協働課主催の「三河安城地区町内会懇談会」が8月4日開催された。

関係5町内会長(篠目・横山・箕輪・二本木・二本木新町)を構成員に過去に協議されてきた内容の説明があった。平成20年度に休止となったが、新町内会設立に伴い再会された。新町内会設立に向け協調を図っていく。

(2) 新町内会発足に向けて箕輪町内会へ説明(8月25日)

箕輪町内会内部で新町内会(三河安城本町・三河安城町)の発足を地区住民に説明し理解を頂く必要がある。二本木連合町内会としては新町内会が出来るが実質的な運用は従来と変わりが無いことをご説明した。三河安城南町・三河安城東町も同時に新町内会を発足したいとの意向があったが現実的には難関である。

(3) 新町内会発足に向けた執務場所について

現町内会事務所のレイアウトを見直し、6町内会長が同じ所で執務する。机等の手配も年内に行い新年から体制準備を行うこととした。

\* ケーブルテレビ KATCH の取材があり、新町内会発足に向かっていることが取材され放映された。

## 第4回特別委員会 議事録

1. 日時 9月30日(水) 10時～13時
2. 場所 梨の里公民館 1階
3. 出席者 委員
4. 議事内容

(1) 三河安城地区町内会懇談会の報告(9/17)

- ・新町内会設立に伴う影響について 設立に伴い補助金が出る。均等割り 13万円/町ほか
- ・出席者意見 新町内会を作っていくことは合意。東町・南町も独立をめぐりたいが同時は無理。

(2) 新町内会発足に向けて決める事項について

- ・住民説明会(新町内会)
- ・組織・二本木連合町内会への加入・町内会活動について
- ・新町内会設立要綱

(3) 懸案

- ・近隣町内会との調整
- ・三河安城1丁目と2丁目の交流 : 小・中学校が分かれている。

## 第5回特別委員会 議事録

1. 日時 10月29日(木) 10時～11時30分
2. 場所 本町公民館 1階
3. 出席者 委員
4. 議事内容

(1) 安城町分科会 住民説明会の状況を報告した(特に問題なし)

(2) 本町分科会 本町1組の分割の説明会を11/7に行う

(3) 連合町内会分科会

① 検討課題につき優先順位づけを行い検討する

特に、来年3月総会で審議する予算に関するもの、4月からの連合体制に関するものを優先する (次回は予算関係の審議を行いたい⇒町内会で案を作成する)

・子ども会については、二本木小学校区の加入率が20%を切って安城市内最低レベルとなっているので町内会として放置できない→今後の必要性も含め検討していく

- ・市民消火隊については過去活躍してきたが、消火栓が完備され必要性が疑問視される
- ・自主防災会、婦人防火クラブについては行政からの要請に基づくもので組織が十分機能していない
- ・福祉委員会は来年から作野と西部に分かれるのでそれを機に見直したい。具体的には保護司を入れ、民生委員中心からボランティアも活躍できるような形にしていきたい
- ・一五会も高齢化が懸念されるので若い方を開拓する必要がある

## 第6回特別委員会 議事録

1. 日時 11月25日(水)10時～11時30分
2. 場所 二本木コミュニティセンター 2階
3. 出席者 委員
4. 議事内容

(1)安城町分科会 組ごとに住民説明を行った。12月20日(日)19:00に設立総会を梨の里公民館で予定している。

(2)本町分科会 組ごとに住民説明を行い、町内会を設立する。

(3)連合町内会分科会

①11月19日に安城市で行われた三河安城地区町内会懇談会の報告

- ・新町内会設立に伴う隣接町内会の補助金の影響(東町・南町も独立の試算): 箕輪が大幅減、横山・篠目も減少。二本木は4町は減少となるが6町計では増。
- ・町内会運営に関する申し合わせ事項: 三河安城南町・東町も平成31年4月までに町内会設立の検討を進める。
- ・三河安城町・本町の町内会は正式に町内会長連絡協議会・安城市市民協働課に申し出て平成29年4月からの発足とすることを目指す。それまでは二本木連合町内会の町内会組織とする。

②新町内会発足に伴い予算面で苦しくなる。町内会長の報酬減額・行事等の見直しが必要であり検討を進める。

③ふるさと祭りの神輿は町内1基 計6基を評議員会の議決のもと発注したのでご了承いただきたい。

## 第7回特別委員会 議事録

1. 日時 12月24日(木)10時～11時30分
2. 場所 二本木コミュニティセンター 2階
3. 出席者 委員
4. 議事内容

(1)三河安城町、三河安城本町検討状況報告

安城町20日設立総会で承認、本町は町内会長を選ぶ方向で再検討

(2)連合町内会の組織・体制等の検討

資料に基づき河内会長から説明、三浦会長・平野会長から補足

(主な質疑、意見等)

①今後町内会が分散することになると人が増え現状の報酬でやっていくのは困難 どうするか? 報酬総額は変えずに、人が増えた分減額せざるを得ない

②予算の見直しについては補助金のことも考えカットできるところからやっていくこと

主に文化祭・敬老会・成人祝い・運動会等無駄なところから検討する。特に飲食等補助金対象外のところをカットしていく。

③成人祝いについてはやり方を、二本木神社参拝し、お札・お守りを渡すなど上手いやり方を考えたかどうか?

④年寄重視から子ども重視の視点も必要

⑤運動会は競技ごとに景品を出すのも良くない

⑥文化祭で1人で何回も表彰されるのは見苦しい 最高でも1人1回としたい

⑦クラブの人に良く理解を求め進めること

以上来年度の組織・事業計画については大筋了解された。 次回は本日の検討を基に、町内会の規約を検討していく

## 第8回特別委員会 議事録

1. 日時 平成28年1月28日(木)15時～17時00分
2. 場所 本町公民館 1階
3. 出席者 委員
4. 議事内容

最終の委員会として、開催された。

3月13日(日)に開催予定の連合町内会の定期総会で上程する

町内会規約の改正、

平成28年度事業計画の方針、

墓地管理の改善

連合福祉委員会の組織見直し(4月2日総会上程)、等を審議しました。

今後、評議員会の決議を経て定期総会に諮ります。

<改正案は次の通り>

## 二本木連合町内会 規約改正の趣旨及び内容

### I. 改正の趣旨

従来、三河安城町は二本木新町町内会、三河安城本町は二本木町内会の中で活動してまいりましたが、昨年 2 月に新たに公民館が完成したこと町ができて 10 年になることから平成 28 年 4 月 1 日を以て新たに三河安城町内会・三河安城本町町内会として二本木連合町内会に参加することになりました。

また、評議員会を評議員会と組長会に分け**評議員会**は連合町内会の事業の変更、業務運営上の課題等を徹底的に審議し、将来の町内会の方向付けを行う機関として機能を明確化し、**組長会**は年度事業計画の遂行が円滑に行えるよう連合町内会と連携を図り情報伝達を中心とした会議体にしたと考えております。なお、評議員は原則として前年度の組長さんをお願いし、各町から 1 名選出いただき評議員会を充実した審議機関となるよう期待しております。

また、役員の選出方法を現状に沿った形に変更するとともにより透明性が確保できるよう変更します。更に、従来の規約の一部明確化と条文の整理を行い、併せて付則の整理を行いたいと考えています。

### II. 改正の内容

1. 二本木連合町内会に新たに三河安城町内会及び三河安城本町町内会を加える。これにより現在の 4 町内会から 6 町内会の連合町内会となります。(規約第 1 条、第 6 条、第 8 条の改正)

#### 2. 評議員会と組長会の役割の明確化

(1)員数の変更 (第 6 条の改正) 評議員は 7 名、組長は 35 名以内とします。組長については将来の組の増加を見込んでいます。

(2)評議員、評議員会 (第 7 条、第 8 条、第 13 条(新第 15 条)の改正)

(3)組長、組長会の新設 (第 8 条、第 9 条、第 11 条、新第 16 条の改正) 評議員会と組長会の機能を分けることに伴い役割の明確化を図ります。

#### 3. 役員選出方法等の明確化 (第 7 条、第 15 条の改正)

連合町内会長、会計、評議員、会計監査の役員選出方法を明確化するとともに、評議員会の開催頻度、議長の選任につき規定をおきます。

また組長会に関する規定を新設します。

#### 4. 文言の明確化、修正・一部削除等

第 12 条、第 14 条(新第 13 条)、第 16 条(新第 17 条)の改正

#### 5. 付則の整理、追加

第 15 条(新第 14 条)の改正、付則の全面削除、適用時期の明記

## 二本木連合墓地の現況および改正事項

平成 28 年 2 月現在 墓地数:859 基、 未建立墓地数:265 基 未建立墓地償還費用相当額:約 26 百万円(定期預金相当額)

墓地台帳の整備が十分でなく、今後整備と行方不明の墓地については法的措置がとれる体制が期待される。

このため、 墓地台帳の整備を進める為、維持管理費(年 1000 円)の徴収を行い、台帳の整備を図る。

方法:町内会へ納付と同時に台帳の確認を頂く。

また、旧墓地にも未建立墓地が 44 基あるため、返還時には「分譲時支払価格」または「5 万円」を返金する。